

羽村市市民活動基本計画

(平成30年度から平成33(2021)年度)

平成30年 3月

羽 村 市

目 次

第 1 章	羽村市市民活動基本計画の策定にあたって . . .	1 ページ
第 2 章	市民活動の現状と課題	2 ページ
	1. 市民活動の現状	
	2. 市民活動の課題	
第 3 章	市民活動促進の基本的な考え方	4 ページ
	1. 基本理念	
	2. 市民活動において期待されること	
	3. 市民活動に対する市の姿勢	
	4. 計画の位置付け	
	5. 計画の期間	
第 4 章	市民活動促進に向けた施策	8 ページ
	1. 市民活動参加機会の創出	
	2. 市民活動団体への支援	
	3. 市民活動団体間の連携	
	4. 活動拠点の整備	
	5. 協働事業の拡充	
	計画の推進に向けて	
資料編	15 ページ

第1章 羽村市市民活動基本計画策定にあたって

近年、地域社会を取巻く社会環境は、少子高齢化の進展、ライフスタイルや価値観の多様化等にもとない変化し、市民^{※1}の連帯感や地域社会への帰属意識が希薄化しています。

他方で、平成7年の阪神・淡路大震災を契機に市民活動団体^{※2}やボランティア^{※3}の活動が評価され、平成10年の特定非営利活動促進法（NPO法）の制定により、市民が問題意識を持ち、自発的に取り組む活動が活発化したことから、全国的に福祉、教育、環境問題やまちづくり等様々な分野において、市民活動^{※4}に対する期待はますます高まっています。

また、平成23年に発生した東日本大震災における被害を受けた被災地への活動支援において市民活動団体やボランティアの活動が再度注目を集め、さらに人と人との「絆」の重要性が再認識され、社会貢献への意欲も高まってきています。

さらに、2020年に東京で開催されるオリンピック・パラリンピック競技大会では、9万人以上のボランティアの活躍が必要とされています。

このように、市民活動は、その活動を通じて地域社会の一員として貢献する充実感を得ることができるほか、自分の力を活かす自己実現や人と人との交流が促進されることにより、ふれあいと活力に満ちた地域コミュニティの形成を図るうえで重要な役割を果たしています。

また、様々な活動を通して学んだ成果に基づく地域課題への取り組みや社会貢献といった市民が主体的に行う行動によって、地域への帰属意識が深まり郷土愛が育まれていきます。

市では、第五次羽村市長期総合計画の中で、「自立と連携」を基本理念に定め、その基本目標の一つに「ふれあいと活力あふれるまち」を掲げ、その基本施策として「ともにつくる住みよい地域社会の実現」に取り組んでいます。

この実現に向けて、平成27年3月に「羽村市市民活動促進にあたっての基本方針」（以下「基本方針」という。）を定めました。

本計画は、この基本方針に沿って、市民活動の基本理念を掲げるとともに、市民や市民活動団体に期待すること、市の姿勢など、市民活動がより活性化していくために市が行う具体的な施策について策定したものです。

今後この計画に基づき、市内の市民活動のさらなる発展に努めていきます。

第2章 市民活動の現状と課題

1. 市民活動の現状

羽村市の市民活動の中心的役割を担ってきたのは、町内会・自治会であり、その社会貢献活動や公益活動などは地域が活性化していくための重要な役割を果たしてきました。

しかし、少子高齢化・核家族化や個人の生活様式の変化などが進み、町内会・自治会の加入率低下など地域活動への参加意識やその重要性の認識等が希薄化してきており、このままでは地域的なつながりを基盤とした活動の低下が危惧されます。

一方、特定非営利活動促進法の施行以降、市民活動に関する相談、NPO法人^{※5}の設立やボランティア団体の登録が増えるなど市民活動への関心が少しずつ高まっています。

市の市民活動センターに登録している市民活動団体は平成29年6月1日現在165団体で、この他に教育委員会に登録している羽村市社会教育関係団体、羽村市社会福祉協議会に登録しているボランティア団体、羽村市体育協会加盟団体、羽村市文化協会加盟団体など様々な組織に登録された団体のほか、いずれの組織にも登録されていない団体や事業所の活動を含めると市内を中心に活動を行っている団体は多種多様であるといえます。

また、平成27年度羽村市市政世論調査報告書や市民の学びに関するアンケート調査結果報告、市民活動団体交流会アンケート結果などから次のような現状が読み取れます。

市民活動への参加状況は、「町内会・自治会活動への参加」が一番多く、次いで「スポーツ活動をする団体に参加」、「地域の団体（PTA、地区委員会など）に参加」と続き、反面「市民活動に参加はしていない」との回答も4割弱に達しています。

市民活動に参加はしていない方の理由としては、「忙しくて時間が取れない」「活動に関する情報がない、情報が得られない」「健康に自信がない、続けられるか不安」「人間関係が煩わしい」を挙げています。

その他に、平成27年度の市民活動団体へのアンケートの結果では、「会員減少」「会員の高齢化」「役員のなり手がいない」などの会員に関する課題をあげた団体が多く、その他にも「活動場所の確保」「活動資金の確保」など拠点や財政に関する課題もあげられています。

2. 市民活動の課題

羽村市市民活動基本計画策定懇談会や平成 27 年度市民活動団体交流会での意見やアンケート結果、平成 27 年 8 月に実施した羽村市市政世論調査などの各種調査から市民の考える市民活動に関する課題を整理すると、「市民参加」「団体支援」「団体連携」「活動場所」「新しい取組み」「その他」に大別することができます。

(1) 市民参加に関する課題

- ① 市民活動に対する関心の低さや意識の希薄さがうかがえる。
- ② 市民活動などに参加する方法や手段が分からない。

(2) 団体支援に関する課題

- ① 新規会員の加入が少ないために会員が固定化し、高齢化が進む傾向にある。
- ② リーダーや後継者が育たず、特定の個人に責任や作業が集中している。
- ③ 相談先が分からない、どこまで相談にのってもらえるか分からない。

(3) 団体連携に関する課題

- ① 団体間の情報交換を行うために交流する機会が少ないため連携がとりにくい。
- ② 市民活動団体同士の情報交換等のための組織やネットワーク化が必要である。

(4) 活動場所に関する課題

- ① 活動の拠点となる場所が確保できずに困っている団体もある。
- ② 市民活動のPRや団体が活動成果を発表する場の確保が必要となっている。

(5) 新しい取組みに関する課題

- ① 団体の特性を活かした新しい取組みを行うキッカケがない。

(6) その他の課題

- ① 市民活動について「知る機会」が不足している。
- ② 会員の減少による活動資金の不足により活動が制限されている。

市民活動団体が社会的に信用を得て認知され、行政だけでは対応できない分野の担い手としての立場を確立していくために、先ずは上記の課題を解決して、それぞれの団体が活動の内容、質、組織力、財政基盤を充実し継続性のある活動ができるよう健全な発展を図る必要があります。

第3章 市民活動促進の基本的な考え方

1. 基本理念

市民活動を身近に感じ、誰もが進んで活動に参加し、みんなで地域課題の解決に向けて率先して取組み、市民自治^{*6}のまちづくりが盛んな、活力あふれる市民活動を目指すため基本理念を次のように定めます。

「ふれあう・つながる・元気になる 市民活動」

ふれあう

「人」と「人」とがふれあうことで、温もりを感じることができます。

つながる

「市民」「団体」「事業所」「行政」がつながることで、安心感と連帯感が生まれます。

元気になる

「ふれあう」「つながる」ことで、市民や地域が元気になる、活力あふれる市民活動を目指します。

2. 市民活動において期待されること

基本理念の実現に向けて、「市民」「団体」「事業所」に期待されることや、「行政」が行う役割があります。

(1) 市民に期待されること

市民の知識と経験は地域にとって貴重な財産であり、それらが市民活動に活かされることにより次のことが期待されます。

- ・自発的な市民活動への参加の促進
- ・市民活動の理解を深め、新しいことへのチャレンジ
- ・見過ごされやすい地域課題の情報提供
- ・継続した市民活動の実施

(2) 市民活動団体に期待されること

地域課題や市民ニーズに応じた様々な市民活動を率先して取り組むことや、他団体との交流や連携などを通しての先駆的な取り組みが行われることにより次のことが期待されます。

- ・団体情報を市民に発信し、市民活動への参加の促進
- ・団体運営に関する情報を積極的に公開し、公益性と透明性の確保
- ・様々な団体との交流機会の創出
- ・市民活動団体が事業所や行政と連携した事業の実施

(3) 事業所に期待されること

個々の事業所が積極的に社会貢献活動を実施していくことに加え、市民活動団体への理解と連携が深まることにより次のことが期待されます。

- ・市民活動や市民活動団体への理解と支援
- ・事業所が市民活動団体や行政に協力し連携した事業の実施
- ・従業員の市民活動参加への理解と参加機会の啓発
- ・地元の事業所同士の連携による積極的なまちづくりへの取り組み

(4) 行政の役割

市民活動を活性化するために、「市民参加」「団体支援」「団体連携」「活動拠点」「協働事業^{※7}」などの視点から次のことをしていきます。

- ・市民が自発的に市民活動に参加する機会の創出
- ・市民活動団体への人材発掘や相談機能などの支援
- ・市民活動団間の交流や連携の支援
- ・市民活動団体の成果発表の場や活動拠点の整備
- ・協働事業を実施する市民活動団体の主体性の尊重と協働事業の充実
- ・市民活動情報の発信

3. 市民活動に対する市の姿勢

市では市民や市民活動団体に対して、市民活動の基本である自主性・自立性を尊重しながら、市民活動団体がそれぞれの力を発揮して活動していくことを促進するとともに、関係機関や市との連携・協働を図り地域の活性化につなげられるよう、次の基本姿勢に沿って施策を推進していきます。

(1) 自主性・自立性の尊重

市民活動の特性である市民の自主性・自立性を尊重しつつ、その特性を阻害しない範囲で関係団体及び市が側面から支援することにより、市民活動団体それぞれがもつ力を発揮して活動が継続・発展できるよう促していきます。

(2) 多様性・独自性の尊重

様々な分野で、それぞれ独自の目的や活動スタイルをもっている市民活動は、その地域や社会環境における潜在的な市民ニーズをくみ取って自由な発想のもとに成り立ち、展開されてきたものです。

こうした地域や社会環境に根ざした多様性、独自性を尊重し、市民活動団体それぞれがもつ力を地域の活性化に繋げていきます。

(3) 公開性・透明性の確保

市が市民活動を支援していく目的、内容などを明確にし、透明性を確保するとともに、支援策の公開など、基本的事項について情報の公開に努めていきます。

4. 計画の位置付け

計画は、市民活動を促進し、さらに市民活動団体と関係機関、市との連携や協働を推進していくため、第五次羽村市長期総合計画後期基本計画の分野別計画に位置付け、他の分野別計画と整合を図りながら推進していきます。

5. 計画の期間

計画期間は第五次羽村市長期総合計画後期基本計画に合わせ、平成 30 年度から平成 33 年度の 4 年間とし、各施策について中間評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行っていきます。

また、最終年度である平成 33 年度には各施策について最終評価を行い、その結果を踏まえて、新たに策定していく平成 34 年度以降の計画に反映させていきます。

- ※1 市民・・・・・・・・ 市内に住所を有する者、市内の事業所に勤務する者、市内の学校に在学する者、市内で活動を行う者。
- ※2 市民活動団体・・ 市民が主体となり、市内全域及び市域を越えた広範囲にわたって継続的、自発的に活動している営利を目的としない団体。
- ※3 ボランティア・・ 報酬を目的としないで自分の労力、技術、時間を提供して地域社会や個人・団体の福祉増進のために行う社会貢献活動。
- ※4 市民活動・・・・ 市民が自発的に行う公益的な社会貢献活動。（営利・宗教・政治・選挙活動を除く）
- ※5 NPO法人・・・・ 特定非営利活動促進法（NPO法）により法人格を認証された、主たる活動目的が法律で定められた 20 分野の活動を行う特定非営利活動法人。
- ※6 市民自治・・・・ 行政の均一的なサービスの供給では補えない、地域課題など市民が主体となり解決するもの。
- ※7 協働事業・・・・ 地域の課題解決に向けて、行政単独や市民だけでは解決できない問題に、ともに協力して課題解決に向けた取り組み。

第4章 市民活動促進に向けた施策

市民活動の促進に向けて、市民活動への関心を高め、活動を活性化させていくために、市は「基本方針」で定めた5つの柱に沿って施策を進めていきます。

体系図

施策の体系

理念	基本方針で定める5つの柱	施策
ふれあう・つながる・元気になる 市民活動	1. 市民活動参加機会の創出	施策 1. 市民意識の啓発
		施策 2. 参加機会の橋渡し
	2. 市民活動団体への支援	施策 3. 人材確保
		施策 4. 人材育成
		施策 5. 市民活動団体の活動支援
	3. 市民活動団体間の連携	施策 6. 情報交換機会の提供
		施策 7. 連携協議会の設置・運営
	4. 活動拠点の整備	施策 8. 活動場所の提供
		施策 9. 成果発表場所の提供
	5. 協働事業の拡充	施策 10. 協働事業の促進
		施策 11. 市民提案型協働事業の活性化

計画を推進するための取組み

計画の推進に向けて	施策 12. 職員意識の向上
	施策 13. 情報発信の強化

1. 市民活動参加機会の創出

<施策の方向性>

市民一人ひとりが持っている知識と経験は貴重な資源です。それらが市民活動に活かされることで、住みやすい地域ができ、地域の発展と自らも達成感が得られようになります。

このことから、市民が市民活動に興味を持ち、関心のある活動に誰もが容易に参加できるようにしていきます。

施策1 市民意識の啓発

市民が市民活動に興味を持ち、そのイメージアップを図り、身近に感じられるように、講座や情報提供を行い、市民活動の意識向上に努めます。

(1) 広報によるイメージアップ

市民活動情報紙に市民活動団体の活動などを紹介することによりそのイメージアップを図ります。

(2) 市民活動講座の充実

市民活動に参加したくなるような講座やイベントなどを開催します。

施策2 参加機会の橋渡し

だれでも、どこでも気軽に市民活動に参加できるように、活動情報等の紹介などのパイプ役の強化と新たな団体の立ち上げの設置支援など、市民活動センターの橋渡し機能の充実を図ります。

(1) コーディネート機能の充実

市民と市民活動の架け橋となるよう、市民の参加希望に応じた市民活動を紹介するなど、市民活動センターのコーディネート機能の充実を図ります。

(2) 市民活動一覧（メニュー）作成・配備

市民が希望する活動を選んで気軽に参加できるように、一目で活動内容がわかる市民活動一覧（メニュー）を作成し、市民活動センターや公共施設に配備します。

(3) 新たな団体設立の支援

新たに市民活動団体を立ち上げるために必要な設立の手続きや団体運営の方法などについて相談に応じるとともに的確なアドバイスに努めていきます。

2. 市民活動団体への支援

<施策の方向性>

市民活動団体の更なる発展は、地域の活性化につながります。

このことから、市民活動団体への新たな人材の確保や団体の担い手育成など団体の基盤の強化を図るとともに団体の抱える課題に的確にアドバイスを行うなど、市民活動センターの人材発掘機能と相談機能の充実を図ります。

施策3 人材確保

市民活動団体の継続発展・活性化に不可欠な新たな人材を確保するため、市民に団体の活動や会員募集情報などを幅広く提供します。

(1) 市民活動情報紙の活用と内容の充実

人材確保するため、市民活動団体の活動内容や会員募集などを市民活動情報紙にわかりやすく掲載し、幅広く提供していきます。

(2) 新しい情報発信手段の構築

SNSなどの新しい情報発信手段を検討し、実施します。

団体が催しや会員募集を目的に作成したチラシやポスターなどを広く周知できるように検討します。

施策4 人材育成

安定した団体運営ができるように、リーダー育成と人材の活用促進を図るとともに、団体運営に必要な知識等を学習する機会を提供します。

(1) リーダーの育成と人材活用の促進

リーダーのスキルアップと人材活用を促進するため、リーダー育成講座等を充実します。

(2) 団体運営の充実

団体の組織運営に関する講座などを開催し、安定した組織運営に必要な知識などを学ぶ機会を提供します。

施策5 市民活動団体の活動支援

市民活動団体が活発に活動できるように、市民活動センターの相談機能の拡充を図るとともに法人化を目指す団体に対する支援などを行います。

(1) 市民活動センター機能の拡充

団体からの活動や組織運営に関する相談に迅速・的確にアドバイスできるように、支援機能に重点を置いた拡充を図ります。

(2) 法人化の支援

NPO法人や一般社団法人などの法人化を目指す団体に対して、情報提供や相談などの支援をしていきます。

3. 市民活動団体間の連携

<施策の方向性>

団体相互の交流は、お互いの活動に関する理解を深めるとともに、他団体の活動を知ることで新しい視点が開かれ、各団体の更なる活動の充実が期待できます。

そのために、団体交流の場や情報交換の機会を増やすとともに、市民活動団体の交流や連携を目的とした「市民活動団体連携協議会」を設置することで、団体同士の連携を図っていきます。

施策6 情報交換機会の提供

団体間での円滑な情報交換により、共通認識や共同意識などが醸成され、交流・連携が深められるように、団体同士が一緒に取り組める事業を実施するなど情報交換の機会の提供を図ります。

(1) 団体交流会の充実

市民活動団体同士の交流を深めるため、新たな連携が図れるように、分野別の交流会やワークショップを行う交流会などを充実します。

(2) 市民活動まつり（仮称）の実施

市民活動団体が市民に対してその活動をPRするとともに、団体の連携が深められるように、市民活動まつり（仮称）を実施します。

施策7 連携協議会の設置・運営

市民活動団体の活性化と連携、団体の意見集約が図れるように、市民活動団体などで構成する連携協議会を設置し、円滑な運営を支援します。

(1) ネットワークの構築

- ・市民活動団体に登録していない団体も含め、より多くの団体が連携できるように多種多様な団体で構成するネットワークを構築します。

(2) 連携協議会の設置

- ・市民活動団体やNPO法人、事業所との連携による社会貢献活動の一層の推進を図るため、関係団体による協議会を設置します。

4. 活動拠点の整備

<施策の方向性>

市民活動を行う上で重要となる活動場所や発表の場を確保し、市民活動が円滑にできるようにしていきます。

コミュニティセンターについては、市民や団体が活発に活動できるよう情報発信、相談、交流・連携、人材育成、発表・展示など機能充実を図れるように、市民活動センターとして活動拠点の整備を行います。

また、活動拠点以外にも活動場所や発表・展示などができる場を提供していきます。

施策8 活動の場の提供

市民や市民活動団体がいつでも、どこでも活動に取り組めるように、活動場所の確保に努めます。

(1) 市民活動センターの整備

これまでの活動支援といった役割に加え、誰もが自由に市民活動に関する情報を入手することができる場や、市民と団体間の交流が図れるスペース、活動発表のできる場の確保と、市民活動団体がより充実した活動の展開ができるよう活動拠点として、コミュニティセンターを、利用者ニーズに対応した利便性のよい、市民活動センターに整備していきます。

(2) 公共施設の利用促進

活動場所を広げていくため、地域会館や生涯学習センターゆとろぎ等の活動に適した新たな場所を周知し利用促進を図ります。

施策9 成果発表の場の提供

市民へのPRと団体のモチベーション向上を図るため、市民活動団体の成果が発表できる場を提供します。

(1) 展示場所の提供

コミュニティセンター等の市内公共施設で展示発表ができる場所を確保するとともに、その周知に努めます。

(2) 各種イベントにおける展示ブースの提供

人が集まる各種イベントにおいて展示ブースなどを設け市民へのPRの場の提供に努めます。

5. 協働事業の拡充

<施策の方向性>

市と市民活動団体との協働事業は、受益者である市民にとってきめ細かく柔軟なサービスを受けることが可能となり、また、市民活動団体についてもその活動が市民からの信頼と高い評価を得られることができ、市としても多様化するニーズにきめ細かく対応ができるなど、様々な効果が期待できます。

このことから、協働事業を実施する際は、それぞれが担う役割や機能、果たすべき責任を明確にし、主体性を尊重しながら充実していきます。

施策 10 協働事業の促進

市民活動団体等がもつ柔軟性・専門性を活かし、市との協働を促進します。

(1) 市単独事業の協働実施

既に市が単独で実施している事業やこれから実施する新たな事業を協働の視点から点検し、可能なものについて協働実施を提案していきます。

(2) 市民活動団体等への情報提供

市民活動団体等が協働事業に取り組む契機となるよう、情報提供を行います。

施策 11 市民提案型協働事業の活性化

協働の契機となる市民提案型協働事業を市民活動団体から提案しやすくなるように工夫し活性化を図ります。

(1) 提案しやすさを重視した制度の周知と工夫

市民提案型協働事業の活性化を図るため、市民及び市民活動団体に事業内容をわかりやすく周知するとともに、実際に事業を実施した団体の意見をふまえて提案しやすい制度になるよう検討していきます。

計画の推進に向けて

<施策の方向性>

市民活動の活性化に向けた、課題解決がより効果的・効率的に行えるように市として、職員同士の横の連携がとれる体制の整備や市民活動に対する職員意識の向上を図ります。

また、市民活動センターの情報発信機能を強化し、充実した市民活動に関する情報を提供します。

施策 1 2 職員意識の向上

市民活動や協働事業の重要性を職員一人ひとりが認識し、協働について理解を深めたうえで統一的な対応がとれるようにします。

また、職員同士の横の連携がとれる体制整備のため、市民活動に関する総合窓口を検討します。

(1) 職員研修の実施

職員が協働事業や市民活動の必要性・重要性を認識するとともに、連携意識の向上を図るため、職員研修を実施します。

(2) 協働マニュアルの改正

協働事業や市民活動などについて職員の理解を深め、統一的な対応ができるよう、協働事業ハンドブックなどのマニュアルを改正し、職員に周知していきます。

(3) 市民活動の窓口統一化の検討

市民活動や生涯学習などの相談や申請に関する窓口の統一化を検討しサービスの向上に努めていきます。

施策 1 3 情報発信の強化

市民や市民活動団体に対して、あらゆる媒体を利用し充実した市民活動情報を提供します。

(1) 市民活動情報紙の活用と内容の充実（再掲）

市民活動団体の活動内容や会員募集などを市民活動情報紙にわかりやすく掲載し、幅広く提供することにより、人材確保に努めていきます。

(2) 新しい情報発信手段の構築（再掲）

SNSなどの新しい情報発信手段を検討し、実施します。

団体が催しや会員募集を目的に作成したチラシやポスターなどを広く周知できるように検討します。

(3) 公式サイトの充実

市民ニーズに合わせて、市民活動の内容をわかりやすく掲載するとともに、興味を引く内容を掲載するなどの工夫をしていきます。

(4) 補助金情報の提供

東京都や公益法人、企業等が行っている各種補助金・助成金情報を集約し、情報提供していきます。

資料編

羽村市市民活動促進にあたっての基本方針	17 ページ
羽村市協働事業推進指針	25 ページ
アンケート結果など	32 ページ
市民活動基本計画策定の経過	41 ページ
羽村市市民活動基本計画策定委員会	42 ページ
羽村市市民活動基本計画策定部会	43 ページ
羽村市市民活動基本計画策定懇談会	43 ページ
羽村市市民活動基本計画策定委員会設置要綱	44 ページ
羽村市市民活動基本計画策定懇談会設置要綱	46 ページ
市民活動センターの歩み	48 ページ

羽村市市民活動促進にあたっての基本方針

平成27年 3月

羽 村 市

目 次

1. 理 念	1 ページ
2. 市民活動の現状と課題	2 ページ
3. 市民活動促進に向けた施策	3 ページ
I 市民活動参加機会の創出		
II 市民活動団体への支援		
III 市民活動団体間の連携		
IV 活動拠点の整備		
V 協働事業の拡充		
資 料	5 ページ

1. 理 念

近年、地域社会を取り巻く社会環境は、少子化・高齢化が進み、家族形態も変わり、市民の価値観も多様化するなど大きく変化しています。

また、平成10年の特定非営利活動促進法（NPO法）の制定などをきっかけに、全国的に福祉、教育、環境問題やまちづくり等の様々な分野において、市民が問題意識を持ち、自発的に取り組む活動が活発化してきました。

さらに、平成23年に発生した「東日本大震災」においては、被害を受けた被災地への活動支援で市民活動やボランティア活動が注目を集めました。

羽村市内においては、町内会・自治会を始めとする市民活動団体が積極的に活動を展開しています。

このような中、第五次羽村市長期総合計画では、羽村市が魅力あふれるまちとして持続的に発展していくため、市民・事業者・行政が自立し、それぞれの責任と役割を担い、相互に連携していくことが必要であると位置づけています。

また、生涯学習の面からは、第五次羽村市長期総合計画と同時期に策定した羽村市生涯学習基本計画の中で、町内会・自治会、ボランティア団体、市民活動団体等が組織的に行う学習活動、家庭教育や個人による学習活動も含め、市民一人ひとりが生涯学習を通じて市民活動への意欲を持ち、各種市民活動に参加しやすくなるような環境づくりを進め、各個人の社会参加を促進していくことで、生きがいを創造していくこととしています。

このため、羽村市では、誰もが主体的に地域づくりに参加することを通じて、ふれ合いと活気ある地域コミュニティが醸成されるよう、町内会・自治会を始めとする市民活動団体に対し側面から支援していくために各計画事業の促進に努めています。

羽村市では市民活動促進計画の策定にあたり、市民の皆様が市民相互の交流と理解を通じ、自らの意思により主体的に活動し、市民自治によるまちづくりが促進できるよう、基本方針をここに定めます。

2. 市民活動の現状と課題

羽村市の市民活動は、これまで、町内会・自治会が中心的な役割を担ってきました。

特に、町内会・自治会が行う社会貢献活動や公益活動などは、地域が活性化していくために重要であり、現在も町内会・自治会が羽村市にとって大きな役割を果たす組織となっています。

また、町内会・自治会以外の市民活動団体であるボランティア団体・サークル、NPO法人なども羽村市内で様々な立場で活発に活動を続けており、こちらも地域社会の発展に欠かすことのできない存在となっています。

活動している団体数を見てみると、市民活動センターに登録している団体及び個人数は147団体（平成26年6月1日現在）となっており、これを活動分野別に見てみると、一番多い分野は地域福祉活動、次いで音楽活動、スポーツ活動団体となっています。

その他、NPO法人、教育委員会が所管する社会教育関係団体、社会福祉協議会が所管するボランティア団体、羽村市文化協会へ登録している団体・サークルなどの様々な団体が市内で活動をしているほか、登録をしていない団体、個人、企業が行うボランティア活動を含めると多くの団体、個人が市民活動を行っています。

しかしながら、町内会・自治会をはじめとするこれら多くの市民活動団体は、独自の活動を展開する一方で、各団体とも会員数の減少、活動場所の確保、組織の運営や継続、資金面など様々な問題を抱えています。

近年ライフスタイルの変化や価値観の多様化に伴い、地域への関心が薄れてきており、今後、地域における見守りや支え合いなどの機能、災害時における共助体制の機能低下が危惧されています。

羽村市では、市民活動がより活性化していくため、町内会・自治会、ボランティア団体、社会教育関係団体などについて各団体の団体運営に関しての相談、情報発信、市民活動講座の実施や財政的支援などに努めてきましたが、市民活動団体の自主性・主体性を尊重しつつ、柔軟性や多様性など市民活動団体が持つ最大の長所が十分に生かされるよう、生涯学習と連携した取り組みが求められます。

今後は、各市民活動団体の個々の活動を支援していただくだけではなく、団体間の相互の連携がさらに進み、広域的な活動に発展していけるよう、分野横断型の組織づくり、活動等を支援していく必要があります。

3. 市民活動の促進に向けた施策

今後、羽村市では、市民活動の促進に向けて、次の5つの柱を中心に支援に取り組んでいきます。

I. 市民活動参加機会の創出

市民一人ひとりが持っている知識と経験は貴重な資源であるといえます。それらが市民活動に活かされることで、地域の発展とともに社会全体の安全・安心など住みやすい地域の創造にも貢献しながら、自らも生きがいや達成感が得られるものと考えられます。

このことから羽村市では、市民の誰もが市民活動に対し興味を持ち、興味や関心のある活動へ気軽に参加できるよう、市民と団体とのコーディネート役として、市民活動を通じた自己実現をサポートしていきます。

また、市民の皆様が市内で展開している市民活動を知るためにも、それらの活動内容などの情報を提供していきます。

II. 市民活動団体への支援

ボランティア団体・地域活動団体・文化団体・スポーツ団体など、様々な市民活動団体がありますが、それらの団体の更なる発展は、地域の活性化や地域づくりの向上につながります。

羽村市では、各団体の活動スタイルを尊重し、団体からのニーズに沿った支援を実施していくことで、各団体が円滑な活動ができるよう支援していきます。

特に活動場所、補助金の情報、団体活動情報などが、各団体相互に共有できるような情報を発信していくとともに、各団体の情報を集約する情報バンクなどの充実を図り自立した団体の発展を目指していきます。

また、団体の立ち上げやNPO法人化に向けた相談や、会員増強策などの各団体が抱える課題にも積極的に取り組んでいきます。

III. 市民活動団体間の連携

団体相互の交流はお互いの活動に関する理解を深め、また、他団体の活動を知ることによって新しい視点が開かれ、各団体の更なる活動の充実が期待できます。

このため羽村市では、様々な分野で活躍されている市民活動団体のネットワーク、仮称「市民活動団体連携協議会」を構築していきます。

今後、この協議会を中心として、多様な団体の結びつきによる新たな活動の創造や、地域との連携による活動発表など市民参加による地域の活性化を図ります。

IV. 活動拠点の整備

市民活動センターの機能をさらに充実させ、市民活動が円滑にできるよう、現在のコミュニティセンターを利用者ニーズに対応した利便性のよい施設としていきます。

また、これまでの活動支援といった役割に加え、誰もが自由に市民活動に関する情報を入手することができる場や、市民と団体間の交流が図れるスペース、活動発表のできる場を拡充し、市民活動団体がより充実した活動を展開できる活動拠点として整備を行っていきます。

V. 協働事業の拡充

市民自治によるまちづくりを推進していくためには、市民にとって身近でそれぞれの地域で活躍する市民活動団体と行政による協働事業を増やしていくことが重要であると考えています。

協働事業の良い点は、受益者である市民にとってきめ細かく柔軟なサービスを受けることが可能となり、また、市民活動団体についてもその活動が市民からの信頼と高い評価を得られることができ、羽村市としても多様化するニーズにきめ細かく対応が可能となるなど、様々な効果が期待できます。

羽村市では協働事業を進めるため、行政と市民活動団体それぞれが担う役割や機能果たすべき責任などについて、相互理解の促進と主体性を尊重の上、協働事業に取り組める仕組みを構築していきます。

資料「用語の解説」

市民活動とは

市民の自発的な意思に基づきより良い社会づくりのために行う非営利で公益的な社会貢献活動。

生涯学習とは

一人ひとりが生涯にわたって自主的・自発的に行う全ての学習、またその過程での人と人がふれあい、学習した成果を社会に還元する仕組み。

※ 市民活動と生涯学習の違いは、「活動（行動）」「学習（知の循環）」である。

ボランティア活動とは

報酬を目的としないで自分の労力、技術、時間を提供して地域社会や個人・団体の福祉増進のために行う社会貢献活動。

※市民活動とボランティア活動の違いは、「非営利性」と「無報酬性」の違いである。

市民活動団体とは

市民活動団体は”NPO”とも言い、広義と狭義の意味があり、広義では、市民の自主的な参加による自発的な活動を行う非営利な団体で、公益的な活動含みます。

狭義では、社会貢献性の高い非営利活動を行い、社会的に責任ある組織としてその活動をしている団体を指します。

羽村市では広義の市民活動団体を市民活動団体と呼び、社会教育関係団体、ボランティア登録団体、市民公益活動団体、民間企業や観光協会・商店街などの民間組織、町内会・自治会などの地域組織、消防団などの公共的な活動団体を指します。

*宗教活動や政治活動は除きます。

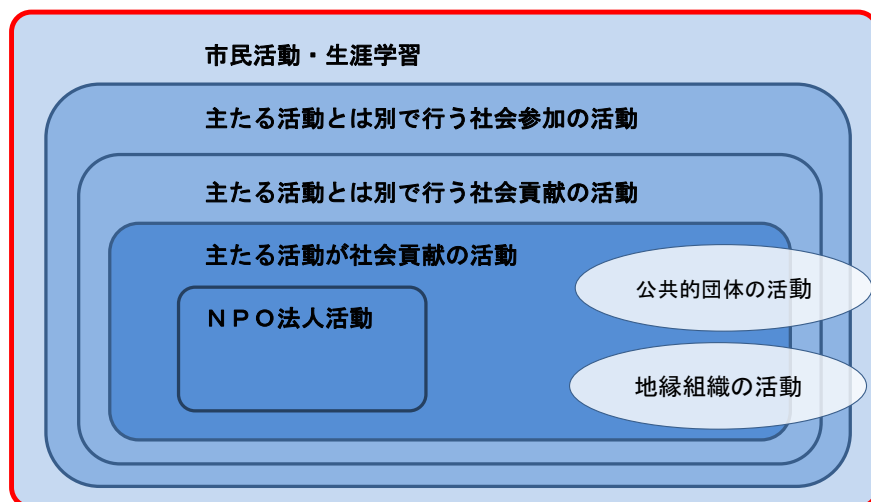
NPO法人とは

特定非営利活動促進法（NPO法）により法人格を認証された、主たる活動目的が法律で定められた20分野の活動を行う特定非営利活動法人。

協働事業とは

市民活動団体と市が、同じ目的のために一緒に互いの得意分野を活かして連携して、豊かで住みよい地域社会をつくる取組。

資料「市民活動の分類体系」



- 狭義の市民活動
- 広義の市民活動

市民活動 ※宗教・政治活動団体、利益を求める団体、非社会的な団体を除く

- サークル等の会（スポーツ・音楽・芸術・舞踊・学習に参加）の活動
- 市民等の自主的な参加による自発的な活動で公益性を有する団体の活動

生涯学習

- 個人や団体が生涯にわたって行う学習、学習した成果を社会に還元する仕組み

主たる活動とは別で行う社会参加活動

- 夏まつり・体育祭・文化祭・産業祭に参加 ※地域活性・地域交流

主たる活動とは別で行う社会貢献活動

- 福祉施設などで発表会
- ゴミ拾いなど

主たる活動が社会貢献活動

- ボランティア・復興支援活動

NPO法人活動

- 特定非営利活動促進法(NPO法)により法人格を認証された民間非営利団体が行う活動。

公共的団体の活動

- 消防団・交通安全推進委員・民生委員などの活動

地縁組織の活動

- 町内会・自治会、地区委員会などの活動

羽村市協働事業推進指針

～ 市民と行政が協働したまちづくりを目指して～

平成18年4月

もくじ

I 指針策定の背景と趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・P1

II 協働事業推進に関する基本的な考え方・・・・・・・・P2

- 1 市民活動団体とは
- 2 市民活動団体との協働とは
- 3 協働により期待される効果

III 協働事業推進のための6つの基本指針・・・・・・・・P3

- 基本指針1 新規事業の検討や既存事業の見直しにおける協働手法の導入・・・・・・・・P3
- 基本指針2 効果的な協働形態の選択と役割分担の明確化・・・・・・・・P3
- 基本指針3 事業に最も適した協働の相手方の選定・・・・・・・・P4
- 基本指針4 協働事業の評価と見直し・・・・・・・・P4
- 基本指針5 協働事業推進のための体制整備・・・・・・・・P4
- 基本指針6 協働事業推進のための環境づくり・・・・・・・・P4

I 指針策定の背景と趣旨

平成12年の地方分権一括法の施行により、地方分権改革が推進され、全国の市町村には、「自己決定・自己責任」により、市民ニーズの高度化・多様化など社会経済情勢の変化に一層適切に対応することが求められています。

しかし、これまでのように行政による公平で均一的なサービスだけでは、市民生活の全てのニーズにきめ細かく応えていくことには限界があることも明らかになりました。

新たな分権社会の創造をめざして、市町村が自らの創意工夫によるまちづくりを進めていくためには、市民と行政がそれぞれの責任と役割を明らかにしたうえで、協力して地域の課題を解決するための公私協働のしくみを構築していくことが強く求められています。

このような状況の中で、羽村市では、平成14年度からスタートした第四次羽村市長期総合計画の基本構想において、まちづくりの基本理念を「自立と連携」と定め、「市民と行政が協働したまちづくり」を推進していくこととし、これまで、捨て看板の除却や公園管理、市民安全パトロールなど各分野の事業において、市民との協働による取り組みを行っています。

また、平成17年12月に策定した「羽村市行財政改革推進プラン」では、行政も市民等も共に「公共」の役割を担えるよう「公共」の概念を刷新し、地域における様々な主体が、それぞれの立場で「新しい公共」を担うことにより、地域にふさわしい公共サービスが適切な受益と負担のもとに行われる空間を創造していくことを目指しています。

市では、こうした状況や、平成17年8月の「羽村市市民参画と協働の仕組みづくり懇談会」からの提言などを踏まえ、市民活動団体とのより効果的な協働事業を全庁的に推進していくための基本的な考え方を「協働事業推進指針」として示すこととしました。

今後は、各課において、市民サービスの一層の充実を図るため、この指針に沿って事務事業に協働の手法を取り入れるとともに、職員が市民活動団体等との協働事業に取り組む際の手順等を示した「協働事業推進マニュアル」を参考にして、協働手法を各事務事業に積極的に導入していくこととします。

II 協働事業推進に関する基本的な考え方

1 市民活動団体とは

この指針では、NPO法人、法人格のないNPO、町内会、自治会、ボランティア団体、市民サークルなどを総称して「市民活動団体」としています。

なお、現状では、福祉、教育、環境などの課題別に取り組む、地域の枠を越えた活動を行っている団体も多いことから、この指針における市民活動団体は、羽村市内の団体に限るものではありません。

また、羽村市の現状では、複数の個人ボランティアの参加・協力による協働事業も実施されていることから、そのような形態で行う場合にもこの指針を適用することとします。

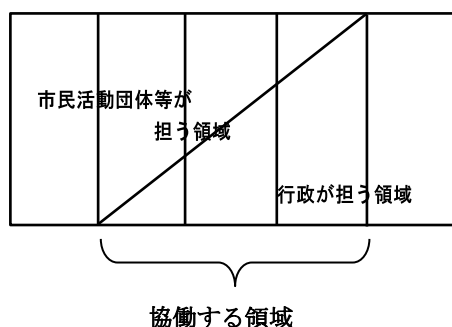
※ 注1 市民活動団体は、その活動分野、財政・組織の規模、活動実績、事業遂行能力が様々で、全てが協働の相手方となり得るわけではないことに留意する必要があります。

※ 注2 市民活動団体には、宗教活動や政治活動を主な目的とする団体、特定の個人や団体の利益を目的とする団体は含まれません。

2 市民活動団体との協働とは

協働とは、「一つの目的を達成するために、補完・協力しあうこと」です。この指針では、市民活動団体と行政が、それぞれの担うべき役割と責任を明らかにしたうえで、共通する課題の解決や目的の実現に向けて、市民サービスを提供するなどの協力関係を指します。

協働の役割概念図



参考 山岡義典著「時代が動くとき—社会の変革とNPOの可能性」(株)ぎょうせい (一部改変)

3 協働により期待される効果

(1) 行政にとっての効果

ア 市民活動団体の特性を活かすことにより、市民の多様化するニーズにきめ細かく対応できます。

イ 行政にはない発想や行動原理を持つ市民活動団体との協働により、事務事業のあり方や職員の意識など、行政の体質改善のきっかけとなります。

ウ 事務事業の見直しなどにより、効率化が図られます。

(2) 市民活動団体にとっての効果

ア 自らの特性を活かしながら、理念や使命をより効果的に実現することができます。

イ 会計処理や事業報告などを適切に行う必要が生まれ、責任ある体制でサービスが提供できるようになります。

ウ 協働領域の広がりによって、新たな活動の場が広がります。

(3) 市民にとっての効果

ア きめ細かで柔軟なサービスを受けられるようになります。

イ 行政への関心が高まり、市政が市民に身近になります。

ウ 多様なキャリアを持つ市民の活躍の場や、新しい雇用の機会が拡大します。

III 協働事業推進のための6つの基本指針

《基本指針1》 新規事業の検討や既存事業の見直しにおける協働手法の導入

協働は、事業を行う手法の一つであることから、協働そのものを目的として導入するものではありません。協働により市民サービスの質や量をより高めることのできる事業に導入する、つまり協働に適した事業を見極めて導入することが重要です。

これらを踏まえ、新たな事業を検討する際や既存の事業を見直す際に、行政評価の活用などにより、積極的に、協働手法を導入していきます。

《基本指針2》 効果的な協働形態の選択と役割分担の明確化

協働には、「共催」「実行委員会」「事業協力」「委託」「補助、助成」などの様々な形態があります。協働の形態を選択する際には、事業の目的や協働の相手方となる市民活動団体の特性を考慮したうえで、最も効率的で効果的な協働形態を選

択します。

あわせて、どのような形態であっても、あらかじめ、その役割分担や経費負担などを明確にしたうえで、協働事業を実施します。

《基本指針3》 事業に最も適した協働の相手方の選定

市内では、社会福祉協議会のボランティアセンターに登録している団体が40を超え、NPOが法人格を取得し始め、さらに、市内の文化的団体が協会設立に至るなど、多くの市民活動団体が、さまざまな活動をしています。

協働事業をより効果的に実施するために、これらの市民活動団体の情報を収集し、事業の目的に最も適した協働の相手方を選定します。

また、複数の個人のボランティアを募集して一定期間継続する事業を実施する際には、応募したボランティアをある程度組織化したうえで、協働事業を実施していくことも必要です。

《基本指針4》 協働事業の評価と見直し

協働事業を実施した後に、行政評価の活用などにより、市民活動団体等の特性を活かしたか、協働形態や相手方の選定は適切だったかなど、その事業目的を効果的に達成できたかを評価します。

さらに、その事業の所管課と協働の相手方である市民活動団体が意見交換を行い、その評価結果を次の事業に反映させていきます。

《基本指針5》 協働事業推進のための体制整備

全庁的に協働事業を進めていくために、地域協働の推進を所管する課が、庁内の総合的な推進、調整や、ふれあい地域づくり公社、社会福祉協議会のボランティアセンターなど市民活動の中間支援的機能を持つ組織との調整、連携などの役割を担います。

《基本指針6》 協働事業推進のための環境づくり

市民と行政が協働する意義、その効果、実施状況などを市民にわかりやすく情

報提供するなど、啓発、普及のための事業を実施していくとともに、効果的な市民活動団体への支援策を検討し、実施していきます。

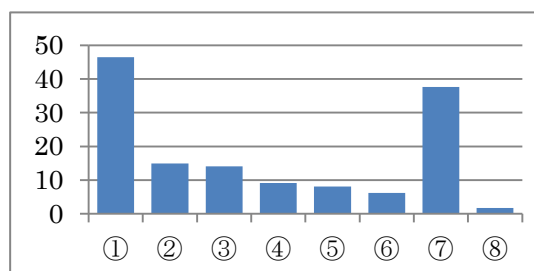
また、協働に関する職員の理解促進や市民とのコミュニケーション能力の向上などを目的とした職員研修を市の研修計画に位置づけ、体系的に実施していきます。

アンケート結果など

平成 27 年度羽村市市政世論調査報告書（抜粋）

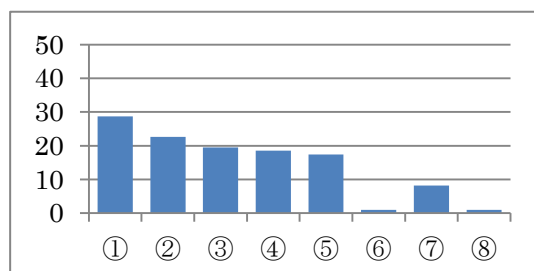
（1）市民活動への参加状況（複数回答可）

① 町内会・自治会組織に参加	46.5%
② スポーツ活動をする団体に参加	14.9%
③ 地域の団体（PTA, 地区委員会など）に参加	14.1%
④ 文化、学習、芸術活動をする団体に参加	9.1%
⑤ ボランティア活動や地域福祉活動をする団体に参加	8.1%
⑥ 個人として、ボランティア等の活動に参加	6.2%
⑦ 参加はしていない	37.6%
⑧ 無回答	1.7%



（2）市民活動への不参加理由（複数回答可）

① 忙しくて時間がとれない	48.7%
② 活動に関する情報が無い、情報が得られない	22.6%
③ 健康に自信がない、続けられるかが不安	19.5%
④ 人間関係がわずらわしい	18.5%
⑤ 活動自体に興味関心がない	17.4%
⑥ 家族など周囲から、参加の理解が得られない	1.0%
⑦ その他	8.2%
⑧ 無回答	1.0%

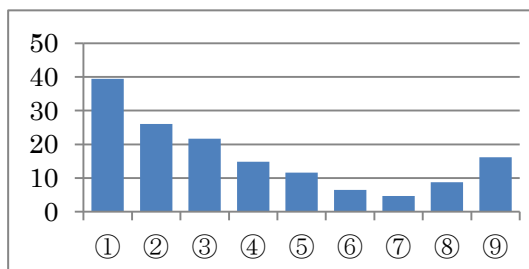


■ その他の回答内容

- ・活動できる時間がない。時間があわない。
- ・身体が不自由
- ・市外で活動しているため
- ・高齢のため
- ・参加方法がわからない
- ・これから少し参加していきたい
- ・活動に不満がある
- ・参加しようと思う活動がない

(3) 町内会・自治組織への不参加理由（複数回答可）

① 仕事やその他の活動が忙しく、参加する時間が無い	39.4%
② 役員などになりたくない	26.0%
③ どのような組織で、どのような活動をしているかわからない	21.7%
④ 加入してもメリットが感じられない	14.8%
⑤ 隣近所のつきあいがわずらわしい	11.6%
⑥ 加入の仕方が分からない	6.5%
⑦ 会費の支払いが負担である	4.7%
⑧ その他	8.7%
⑨ 無回答	16.2%



■ その他の回答内容

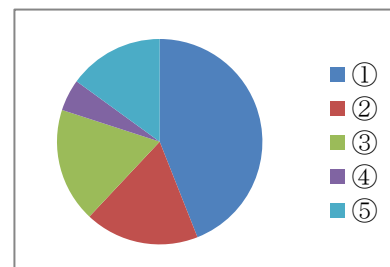
- ・参加できる状態でない。参加が負担である。
- ・身体の調子が悪いため
- ・さそわれなかった。忘れられていた。
- ・周りが加入していない
- ・活動している様子が見えない。参加出来るものがない。
- ・不愉快な思いをした。過去にトラブルがあった。
- ・アパートで一人暮らしのため
- ・家の他の者が参加している。
- ・いずれ転居するため。
- ・寄り合い場所になっているため

市民活動団体交流会からのアンケート結果（抜粋）

(H27.6 実施)

(1) 貴団体で今困っていることは、何ですか。

① 会員の確保	64.4%
② 活動場所の確保	26.7%
③ 活動資金の確保	26.7%
④ 団体運営	6.7%
⑤ その他	22.2%

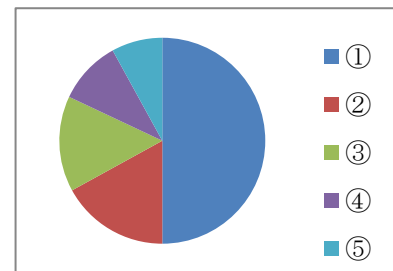


■ 自由意見

- ・会員の高齢化・減少
- ・広報活動が難しく、新メンバーが集まらない
- ・講師の高齢化
- ・ボランティアの確保
- ・希望どおりに活動会場が確保できない
- ・会員募集する方法に困っている
- ・活動資金、活動場所等が問題

(2) 市民活動センターに何を期待していますか

① 情報発信（会員募集など）	57.8%
② 活動場所の確保	20.0%
③ 団体連携	17.8%
④ 補助金情報	11.1%
⑤ その他	8.9%



- 自由意見
- ・市と社協の連携を密にしてほしい
 - ・市民活動の広報紙を発行し、各団体がアピールできる場の提供
 - ・「きずな」の各戸配布
 - ・各団体が連携していくことで活動の大きな波が起こせる
 - ・活動場所の確保（会場使用料等が問題）
 - ・広報はむらにイベント情報を掲載させてほしい

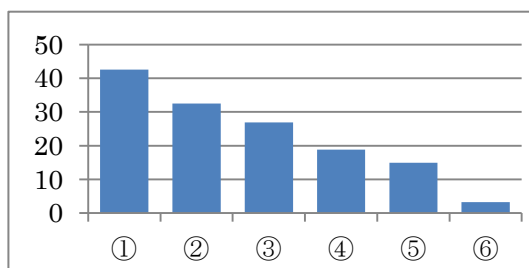
羽村市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に関するアンケート基礎調査結果報告書（抜粋）

*主に65歳以上の高齢者を対象に実施した調査（H26.1.6-1.30 実施）

◆地域活動への参加

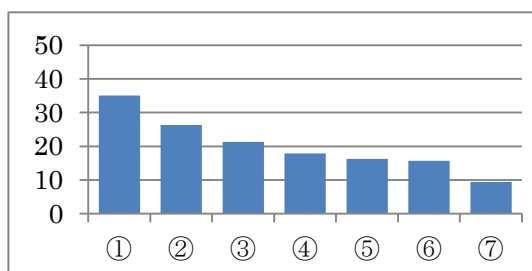
地域活動に参加していますか。また、今後参加したいと思いますか。

① 町内会・自治会に参加している	42.6%
② 祭り・行事に参加している	32.5%
③ サークル・自主グループに参加している	26.9%
④ 老人クラブに参加している	18.8%
⑤ ボランティア活動に参加している	14.9%
⑥ その他	3.2%



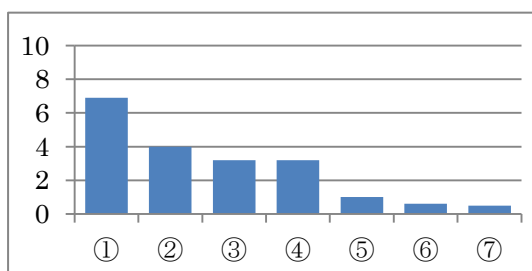
地域活動へ参加していない理由

① 健康に自信がない	35.1%
② 興味を持てる活動がない	26.3%
③ 仕事や家事が忙しく時間がとれない	21.3%
④ 身近に活動グループや仲間がない	17.9%
⑤ 活動したい気持ちはあるが、きっかけがつかめない	16.3%
⑥ その他	15.7%
⑦ 情報がない、少ない	9.4%



参加したい地域活動はありますか

① 趣味関係のグループ	6.9%
② ボランティアのグループ	4.0%
③ スポーツ関係のグループやクラブ	3.2%
④ 学習・教養サークル	3.2%
⑤ 老人クラブ	1.7%
⑥ 町内会・自治会	0.6%
⑦ その他の団体や会	0.5%

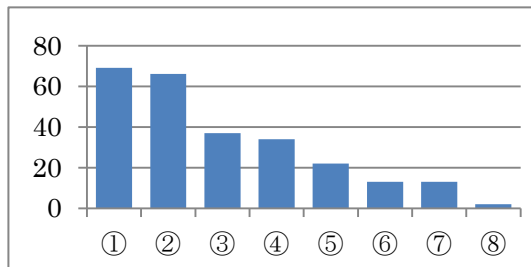


市民の「学び」に関するアンケート調査結果報告（抜粋）

*市内に居住する18歳以上の男女1000人を対象とした調査（H22.3.10-3.28実施）

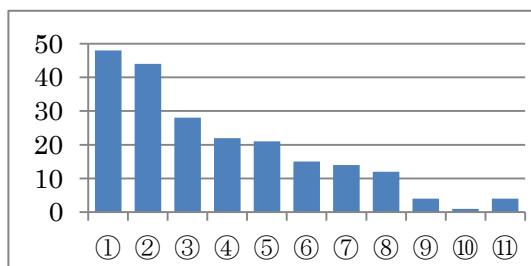
あなたはこの一年間、ご自身の「学び」に関する活動を行いましたか

- | | |
|-------------|-----|
| ① 自身の向上のため | 69% |
| ② 趣味・楽しみのため | 66% |
| ③ 仕事に必要なため | 37% |
| ④ 健康増進のため | 34% |
| ⑤ 仲間づくりのため | 22% |
| ⑥ ボランティアのため | 13% |
| ⑦ 地域活動のため | 13% |
| ⑧ その他 | 2% |



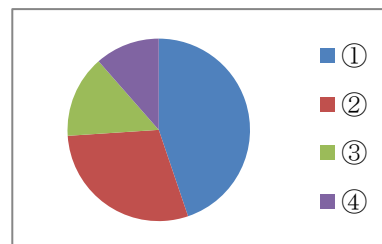
学びに取り組まなかったのは、どのような理由からですか。

- | | |
|-------------------|-----|
| ① 時間的ゆとりがなかったから | 48% |
| ② 動機・熱意が不足していたから | 44% |
| ③ 経済的なゆとりがなかったから | 28% |
| ④ 身近な活動機会がなかったから | 22% |
| ⑤ 必要な情報がなかったから | 21% |
| ⑥ 身近な活動仲間がいなかったから | 15% |
| ⑦ 必要がなかったから | 14% |
| ⑧ 身近な活動場所がなかったから | 12% |
| ⑨ 家族や職場の理解がなかったから | 4% |
| ⑩ 成果を活用する場がなかったから | 1% |
| ⑪ その他 | 4% |



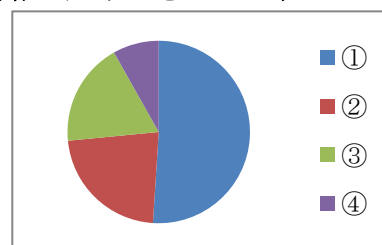
あなたは、自分が「学び」から身に付けた学習の成果を、地域活動やボランティアを通じて地域の中で活かしたいとお考えですか

- ① 少しは活かしたい 43%
- ② あまり活かしたくない 28%
- ③ 活かしたい 14%
- ④ 活かしたくない 11%



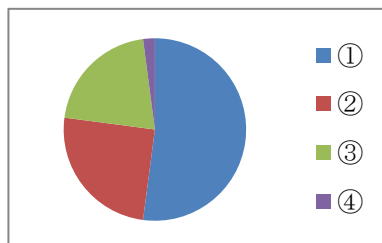
あなたは、「学」に関する情報を必要なときに、必要な情報を入手できていますか

- ① 少しは入手できている 50%
- ② あまり入手できていない 22%
- ③ 入手できている 18%
- ④ 入手できていない 8%



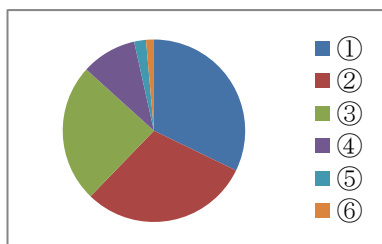
あなたは、「地域」における教育力についてどのようにお考えですか

- ① やや低下している 50%
- ② 低下している 24%
- ③ やや向上している 20%
- ④ 向上している 2%



あなたは、この一年間において、どのような地域活動に参加しましたか

- ① 町内会・PTA・青少年 46%
- ② 地域のお祭り・文化祭・体育祭 43%
- ③ 参加していない 35%
- ④ ボランティア 14%
- ⑤ 老人クラブの活動 3%
- ⑥ その他 2%



市民活動基本計画策定懇談会で意見（抜粋）

- ・会員が減っていて、新しい会員が集まらないなどの課題がある。
- ・商工会などに人を出し、その中で市民活動を行っている。事業所と市民がお互いを知ることが大切である。
- ・スポーツに限らず、連帯感の希薄さを感じ、プライバシーの保護を大事にするあまり、人々の地域連携、参加がおろそかになっていると思う。
- ・行政が目指す市民活動と私達が目指す市民活動はニュアンス違うと思う、市としての枠にとらわれず、幅広くとらえないと活動ができないと思う。
- ・昔と状況が違ってきているので、町内会のあり方も見直しが必要な時期ではないのか。
- ・サークル活動などの参加者は活動内容よりも中心の人のネットワークを重要視していて、対象を羽村と限定すると、逆に羽村での活動ができなくなっている。
- ・町内会に関しても、回覧、配布物、共同募金など半分は市の下請けになっている。市民活動を行うために市ではインセンティブをどう与えていくかが必要であり、今までその概念が欠けていたと思う。
- ・個人のレベルアップは生涯学習であって、市民活動ではない。個人の趣味と市民活動は切り離して話さうべきで、市民活動は誰でも、どこでも、いつでも、でなくてははいけません。そのため、市民活動に係る費用は市が支援するものだと思います。
- ・役員負担が嫌で市民活動などに参加しない人と、忙しくて市民活動ができない人があり、今後検討していく必要がる。
- ・事業所が持つ専門性を市民活動に活用できる事を希望します。

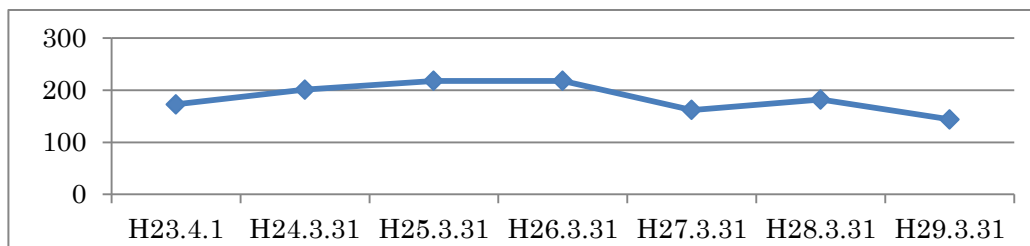
羽村市長期人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生計画におけるアンケート調査結果（抜粋）

- ◆羽村市若者意識調査結果より（地域コミュニティ分野）
 - ・新住民に負担の少ない地域コミュニティの醸成
 - ・行政と企業が協力した、子育てや地域振興に関する活動の実施
 - ・市民提案制度の実施、活動の可視化
- ◆グループミーティング（羽村に移り住んで感じたこと）
 - ・コミセン2Fがあいている
 - ・コミュニティセンター集まれるがうるさがれる。
 - ・コミュニティセンター調理室で鍋ができた。安い。

市民活動・ボランティア団体等登録の更新及び活動状況

登録団体数 ※事務報告書掲載内容

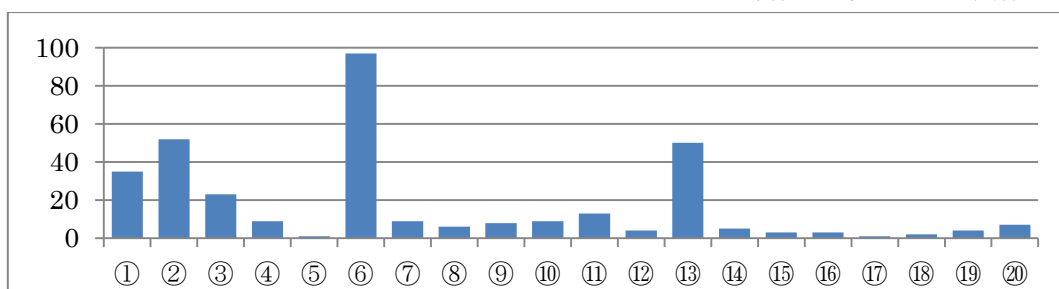
- 144団体 (H29. 3.31 現在)
- 182団体 (H28. 3.31 現在)
- 162団体 (H27. 3.31 現在)
- 218団体 (H26. 3.31 現在)
- 218団体 (H25. 3.31 現在)
- 201団体 (H24. 3.31 現在)
- 173団体 (H23. 4. 1 当初)



活動分野

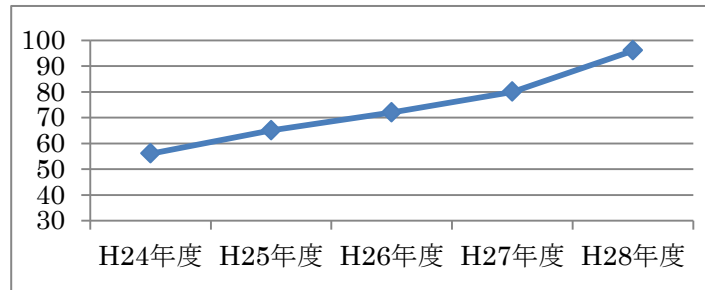
①保健、医療または福祉の増進	35団体
②社会教育の推進	52団体
③まちづくりの推進	23団体
④観光の振興	9団体
⑤農山漁村又は中山間地域の振興	1団体
⑥学術、文化、芸術又はスポーツ	97団体
⑦環境の保全	9団体
⑧災害救助	6団体
⑨地域安全	8団体
⑩人権の擁護又は平和の推進	9団体
⑪国際協力	13団体
⑫男女共同参画社会の形成の促進	4団体
⑬子どもの健全育成	50団体
⑭情報化社会の発展	5団体
⑮科学技術の振興	3団体
⑯経済活動の活性化	3団体
⑰職業能力の開発又は雇用機会の拡充	1団体
⑱消費者の保護	2団体
⑲前各号も掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助	7団体
⑳前各号も掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動	6団体

※ 平成29年6月1日団体ガイドより



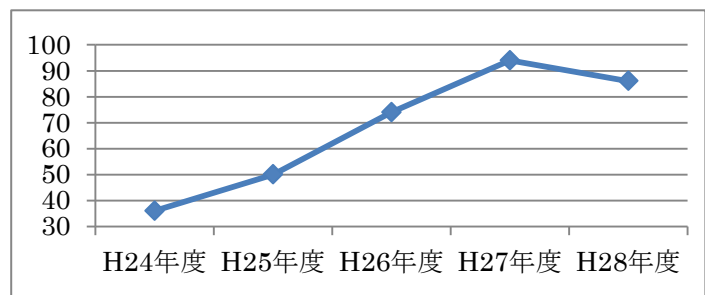
ボランティア・市民活動団体との協働事業数

- 96事業(平成28年度実績)
- 80事業(平成27年度実績)
- 72事業(平成26年度実績)
- 65事業(平成25年度実績)
- 56事業(平成24年度実績)



ボランティア・市民活動団体等に関する相談数

- 86件(平成28年度)
- 94件(平成27年度)
- 74件(平成26年度)
- 50件(平成25年度)
- 36件(平成24年度)



市民活動基本計画策定の経過

本計画は、市民活動を促進し、さらに推進されるように策定しました。

市民活動基本計画の策定にあたり、「羽村市市民活動促進にあたっての基本方針」を定め
ました。

羽村市独自の計画となるよう、庁内に羽村市市民活動基本計画策定委員会及び羽村市市
民活動基本計画策定部会を設置した。

また、市民の意見を聴取するため、羽村市市民活動基本計画策定懇談会を設置した。

指針・方針など

平成 18 年	4 月	「羽村市協働事業推進指針」を定める
平成 27 年	3 月	「羽村市市民活動促進にあたっての基本方針」を定める

羽村市市民活動基本計画策定委員会

平成 27 年	9 月	7 日	第 1 回 羽村市市民活動基本計画策定委員会
平成 28 年	2 月	8 日	第 2 回 羽村市市民活動基本計画策定委員会
	8 月	19 日	第 3 回 羽村市市民活動基本計画策定委員会
	10 月	17 日	第 4 回 羽村市市民活動基本計画策定委員会
	12 月	26 日	第 5 回 羽村市市民活動基本計画策定委員会
平成 29 年	12 月	11 日	第 6 回 羽村市市民活動基本計画策定委員会

羽村市市民活動基本計画策定部会

平成 27 年	10 月	7 日	第 1 回 羽村市市民活動基本計画策定部会
	11 月	30 日	第 2 回 羽村市市民活動基本計画策定部会
	12 月	10 日	第 3 回 羽村市市民活動基本計画策定部会
平成 28 年	1 月	7 日	第 4 回 羽村市市民活動基本計画策定部会
	1 月	28 日	第 5 回 羽村市市民活動基本計画策定部会
	3 月	4 日	第 6 回 羽村市市民活動基本計画策定部会
	4 月	21 日	第 7 回 羽村市市民活動基本計画策定部会
	5 月	20 日	第 8 回 羽村市市民活動基本計画策定部会
	6 月	20 日	第 9 回 羽村市市民活動基本計画策定部会
	7 月	14 日	第 10 回 羽村市市民活動基本計画策定部会
	9 月	13 日	第 11 回 羽村市市民活動基本計画策定部会

羽村市市民活動基本計画策定懇談会

平成 27 年	11 月	9 日	第 1 回 羽村市市民活動基本計画策定懇談会
平成 28 年	1 月	20 日	第 2 回 羽村市市民活動基本計画策定懇談会
	3 月	22 日	第 3 回 羽村市市民活動基本計画策定懇談会
	6 月	23 日	第 4 回 羽村市市民活動基本計画策定懇談会
	12 月	1 日	第 5 回 羽村市市民活動基本計画策定懇談会
平成 29 年	11 月	30 日	第 6 回 羽村市市民活動基本計画策定懇談会

羽村市市民活動基本計画策定委員会

役 職	所 属	氏 名		
委員長	副市長	井上雅彦	(北村 健)	
副委員長	教育長	桜沢 修		
委員	議会事務局長	小林宏子	(田中繁生)	(竹田佳弘)
委員	企画総務部長	市川康浩	(井上雅彦)	
委員	企画総務部参事	竹田佳弘		
委員	財務部長	早川 正	(小作貫治)	
委員	市民生活部長	小林秀治	(伊藤文隆)	(早川 正)
委員	産業環境部長	橋本 昌	(加藤秀樹)	
委員	福祉健康部長	粕谷昇司	(雨倉久行)	
委員	子ども家庭部長	小机良博	(郷 良則)	(小林宏子)
委員	都市建設部長	細谷文雄	建設部長 (加藤 博)	
委員	区画整理部長	石川直人	都市整備部長 (阿部敏彦)	
委員	区画整理部参事	阿部敏彦		
委員	上下水道部	田中祐子	水道事務所長 (田中繁生)	
委員	会計管理者	田中繁生	(小林宏子)	(小林健朗)
委員	生涯学習部長	伊藤文隆	(市川康浩)	
委員	生涯学習部参事	仙北谷仁策	(山崎尚史)	

羽村市市民活動基本計画策定部会

役 職	所 属	氏 名		
部会長	市民生活部長	伊藤文隆	(早川 正)	
副部会長	生涯学習部長	市川康浩		
部会委員	企画政策課長	櫛島孝文	(橋本 昌)	
部会委員	経営管理課長	島田裕樹	(櫛島孝文)	(田中智文)
部会委員	産業振興課長	中島静樹	産業課長 (粕谷昇司)	
部会委員	高齢福祉介護課長	島田由則		
部会委員	児童青少年課長	細谷満広		
部会委員	生涯学習総務課長	西尾洋介		
部会委員	学校教育課長	阿部知宏		
部会委員	生涯学習センターゆとろぎセンター長	石田武尚		
部会委員	スポーツ推進課長	小山和英	(諸星 進)	

羽村市市民活動基本計画策定懇談会

選出団体等	団 体 名	氏 名
市内で活動する市民活動団体	羽村市おもちゃ病院ねじまわし	山 口 脩
	ゆとろぎ協働事業運営市民の会	小 林 順一郎
	はむら総合型スポーツクラブ (はむすぼ)	河 内 準 治
市内のNPO法人	NPO 法人 羽村市体育協会	中 溝 正 治
	NPO 法人 市民パトロールはむら	尾 部 卓 美
羽村市町内会連合会	羽村市町内会連合会	澤 村 誠 司
羽村市文化協会	羽村市文化協会	中 野 三 矢
羽村市ボランティア連絡協議会	羽村市ボランティア連絡協議会	古 川 光 昭
市内企業代表	(株)電子制御国際	高 木 君 夫

羽村市市民活動基本計画策定委員会設置要綱

(設 置)

第1条 羽村市市民活動基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するため、羽村市市民活動基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、基本計画の策定にあたり調査、検討及び羽村市基本計画策定懇談会からの意見聴取を行い、その結果を市長に報告するものとする。

(組 織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 委員長 副市長の職にある者

(2) 副委員長 教育長の職にある者

(3) 委員 羽村市庁議等の設置及び運営に関する規則（昭和60年規則第18号）第3条第1号に規定されている職にある者

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する事項について市長に報告するまでの間とする。

(会 議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集し、議長となる。

(部 会)

第6条 委員会は、計画の素案を策定するため、部会を置く。

2 部会は計画の素案を策定し、これを委員会に提出する。

3 部会は別表に掲げる者をもって組織する。

4 部会長は、部会を代表し会務を総理する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 部会の会議は部会長が招集し、部会長が議長となる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の職員の会議への出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、基本計画に関する事務を所管する課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年8月1日から施行し、第2条に定める事項について市長に報告した日をもって、その効力を失う。

別表（第6条関係）

役 職	所 属
部 会 長	市民生活部長
副部長	生涯学習部長
部会委員	企画政策課長
部会委員	経営管理課長
部会委員	産業課長
部会委員	高齢福祉介護課長
部会委員	児童青少年課長
部会委員	生涯学習総務課長
部会委員	学校教育課長
部会委員	生涯学習センターゆとろぎセンター長
部会委員	スポーツ推進課長

羽村市市民活動基本計画策定懇談会設置要綱

(設 置)

第1条 羽村市市民活動基本計画（以下「基本計画」という。）を策定するにあたり、市民の意見を聴取するため、基本計画策定懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇談会は基本計画の策定に関して、市民活動を活性化するため必要な意見を市民活動基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）に具申するものとする。

(組 織)

第3条 懇談会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委員会が基本計画の調査及び検討結果を市長に報告するまでの間とする。

(会長及び副会長)

第5条 懇談会に会長及び副会長を1人置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 懇談会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶 務)

第8条 懇談会の庶務は、市民活動団体等の支援に関する事務を所管する課において処理する。

(委 任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成27年8月1日から施行し、委員会が基本計画の調査及び検討結果を市長に報告した日をもって、その効力を失う。

別表（第3条関係）

選 出 団 体 等	委 員 数
市内で活動する市民活動団体	3名
市内のNPO法人	2名
羽村市町内会連合会	1名
羽村市文化協会	1名
羽村市ボランティア連絡協議会	1名
市内企業代表	1名

市民活動センターの歩み

昭和 63 年	羽村町福祉会館内にボランティアコーナーを開設し、ボランティアの登録、紹介、相談、その他の援助を開始。
平成 11 年	羽村市福祉センターが完成し、社会福祉協議会事務局が同センターに移転。 ボランティアセンターに名称を変更。 それまでの各種ボランティア事業を継承しつつ、新たに精神保健福祉ボランティア講習会、傾聴ボランティア講習会など、時代に即した事業を展開。
平成 15 年	はむらボランティアセンターを開設。 はむらボランティアセンター運営協議会を設置し、市民参画によるセンター運営を開始。
平成 16 年 ～平成 17 年	羽村市が「羽村市市民参画と協働の仕組みづくり懇談会」を設置し、「ボランティア・市民活動団体との協働を重視したマン・パワーの育成、連携、紹介及び総合窓口となる中間支援センターの整備が必要である」との提言がまとめられた。
平成 18 年 2 月	社会福祉協議会が「羽村市の市民活動支援のあり方懇談会」を開催し、「複数窓口による「縦割り」状態改善のためボランティア・市民活動に関する総合窓口の設置を求める」との意見がまとめられた。
3 月	羽村市社会教育委員の会議における検討結果がまとめられ「地域コミュニティの再生と市民の生きがいをづくりの観点から中間支援組織の設立」を提言した。
12 月	社会福祉協議会が、市民の協力を得て「羽村市ボランティア・市民活動センター（仮称）検討委員会」を設置し、中間支援センターについての調査・研究及び開設に向けた検討を行った結果、社会福祉協議会が同センターの運営を行うべきとの結論に達した。
平成 19 年 2 月～11 月	社会福祉協議会からのセンター開設に係る支援要請を受け、市が支援を決定。
平成 20 年 2 月～ 5 月	社会福祉協議会が「羽村市市民活動・ボランティアセンター(仮称)開設準備委員会」を設置し、センターの機能・組織等、具体的な開設準備について検討を行った。
6 月	社会福祉協議会がセンターの円滑な実施運営を図るための「市民活動・ボランティアセンターはむら運営委員会」を設置。
6 月 28 日	「市民活動・ボランティアセンターはむら」開設。
平成 23 年 4 月	運営主体が羽村市社会福祉協議会から羽村市に引継がれた。 名称を「羽村市市民活動センター」に変更
平成 24 年 4 月	「羽村市市民活動センター」をコミュニティセンター 1 階に移動
平成 26 年 4 月	「羽村市市民活動センター」を市役所 2 階に移動

羽村市市民活動基本計画
(平成30年4月～平成34(2022)年3月)

発行日 平成30年3月
発行 羽村市
編集 羽村市市民生活部地域振興課
〒205-8601
東京都羽村市緑ヶ丘5丁目2番地1
電話 042-555-1111 (代表)